

# 金融庁、ASBJにおける会計基準等の改正・修正等を踏まえた 「財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（案）」を公表

Point  
1

## 改正案の背景は？

本件は、企業会計基準委員会（ASBJ）において、以下の会計基準等の改正・修正等を公表したことを受け、財務諸表等規則等及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項（財務諸表等規則ガイドライン）について、所要の改正を提案するものです。

改正移管指針第9号  
「金融商品会計に関する実務指針」  
(以降、「改正金融商品実務指針」)

企業会計基準第34号  
「リースに関する会計基準」  
(以降、「リース会計基準」)

Point  
3

## 改正案の概要②（リース会計基準関連）

リース会計基準等の修正を踏まえ、リースの借手の定義等の改正も提案されていますが、当該修正は会計処理及び開示に関する定めを実質的に変更するものではないことから、今回の改正において実務上大きな影響はないものと考えられます。



### ここに注目！

改正金融商品実務指針に基づき、組合等の構成資産に含まれる全ての市場価格のない株式について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする取扱いを行っている場合における追加の注記に関する規定が新設されます。該当する企業においては、今後、開示上の対応が必要となる点に留意が必要です。

Point  
2

## 改正案の概要①（改正金融商品実務指針関連）

組合等の構成資産に含まれる全ての市場価格のない株式について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする取扱いを行っている場合には、以下の事項を注記することが提案されています（財務諸表等規則第8条の6の2第3項、第138条第6項、連結財務諸表規則第15条の5の2第3項）。

- ① その旨
- ② 当該取扱いを行う組合等の選択に関する方針
- ③ 当該取扱いを行っている組合等への出資の（連結／中間）貸借対照表計上額の合計額

Point  
4

## 適用時期は？

本改正案の内容については、2025年7月7日を期限としてコメントが募集されています。

今後、パブリックコメント等の結果を踏まえ、公布の日から施行されます。